


平成20年11月10日

三次市長 村井 政也 様

三次市公共事業評価監視委員会

委員長 若 井 具 宜 

三次市公共事業の評価について（答申）

平成20年10月22日付け三次総企発第83号で諮問のあった三次市公共事業の評価について、次のとおり答申します。

なお、今後の再評価、事業実施にあたっては、より一層のコスト縮減に努めるとともに、費用対効果を検討する際には、人口動態等の社会情勢を勘案した上で、事業の重点化を計るなど十分配慮されるよう要望します。

1 三良坂町統合簡易水道整備事業

総合的に判断した結果、対応方針（別紙1）に基づき、事業継続が妥当であると認めます。

2 三次市上水道事業 河内地区未普及地域解消事業

総合的に判断した結果、対応方針（別紙2）に基づき、事業実施は妥当であると認めます。

1 対応方針

(1) 事業採択後 5 年を経過した時点で継続中の事業に関する再評価について

①三良坂町統合簡易水道整備事業

「水道事業の費用効果分析マニュアル平成 19 年」厚生労働省健康局水道課に基に「残事業における投資効率性」と「事業全体の投資効率性」の両者による評価を実施する。

(2) 費用効果分析結果について

分析による費用便益比(B/C)の残事業の投資効率性は、1.72、事業全体の投資効率性が1.82であることから、三良坂町統合簡易水道事業の残事業は継続事業とする。

2 対応方針の理由

(1) 三良坂町統合簡易水道整備事業を継続する理由について

三良坂町の水道普及率は、82.4%に達したものの、未普及地域においては、依然として飲料水を井戸水、山水等に依存している状況にある。

このため、三良坂地区簡易水道、灰塚地区簡易水道及び仁賀・田利・皆瀬地区簡易水道を統合することにより管路網整備を行い、未普及地域（長田、羽木・長沢、和地地域）の解消を図り、基幹的施設整備を行う。

(2) 現在の必要性について

今回計画している長田地域、羽木・長沢、和地地域は、緑の山々と田畑に囲まれた田園風景のなかに民家が点在する地域である。また、水道未普及地域であるため、飲料水や生活用水を井戸水、山水、ボーリング水に依存している。

三良坂町簡易水道の一部の水源では、フッ素、マンガンの含有量が多く、藻臭がする水源もあり、今後もこの水質で推移するものと考察される。また地域によって井戸の枯渇の兆候がみられる。

このため、三良坂地区簡易水道、灰塚地区簡易水道及び仁賀・田利・皆瀬地区簡易水道を統合し、遠方監視設備の整備を行い、安全で安定した生活用水の供給を行うものである。

1 対応方針

(1) 新たな事業に関する評価手法選定総合評価について

①三次市上水道事業 河内地区未普及地域解消事業

平成21年度から新規事業に着手するため事業評価を行うこととする。

「水道事業の費用対効果分析マニュアル 平成19年7月（厚生労働省健康局水道課）」に基づき「事業を実施する場合」と「事業を実施しない場合」を比較して、「事業全体の投資効率性」の評価を実施する。

(2) 費用対効果分析結果について

分析による費用便益費(B/C)の事業全体の投資効率性が3.01であることから河内地区未普及解消事業の実施は妥当であると判断する。

2 対応方針の理由

(1) 三次市上水道事業 河内地区未普及地域解消事業の必要性について

河内地区は、平成11年度に第4期拡張事業として、未普及地域解消を図るため給水区域を拡張した地域である。財政的に厳しい状況が続いており、市単独での水道施設整備が難しく現在に至ったところであるが、最近の5年間で28件のボーリング補助申請があるなど水の確保に苦慮している地域であることから早急な整備が望まれる地域である。

(2) 現在の必要性について

今回計画している河内地区は一級河川 西城川を挟んだ両側（東河内町・西河内町）と、緑の山々と田畑に囲まれた地区（山家町・小文町）であり、計画地区においては、飲料水や生活用水を井戸水、山水、ボーリング水に依存している。

地域によって井戸の枯渇の兆候がみられ、また東河内町、西河内町においてはフッ素が基準値を超えており、飲料水に適さない箇所も見受けられる状況である。

このため、未普及地域の基幹的施設を整備することにより、安全で安定した生活用水の供給を行うものである。